

区域計画の変更の認定申請書

令和 6 年 5 月 29 日

内閣総理大臣 殿

愛知県国家戦略特別区域会議

令和 5 年 6 月 28 日付けで認定を受けた区域計画について下記のとおり変更したいので、国家戦略特別区域法第 9 条第 1 項の規定及び同法附則第 3 条に規定する措置に基づき、認定を申請します。

1 変更事項

- (1) 「法第 2 条第 2 項に規定する特定事業の名称及び内容」中、「認可外保育施設における指導監督基準に関する特例事業」を追加する。
- (2) 「法第 2 条第 2 項に規定する特定事業の名称及び内容」中、「国家戦略特別区域海外大学卒業外国人留学生の就職活動促進事業」を追加する。

2 変更事項の内容

別紙のとおり。

資料 2 - 4 別紙

愛知県 国家戦略特別区域 区域計画（案）

令和 6 年 5 月 29 日

愛知県国家戦略特別区域会議

1 略

2 法第 2 条第 2 項に規定する特定事業の名称及び内容

(1) ～ (19) 略

(20) 名称：認可外保育施設における指導監督基準に関する特例事業

内容：外国人乳幼児が多い認可外保育施設における指導監督基準の特例

(国家戦略特別区域法第 26 条に規定する政令等規制事項)

以下に掲げる地域において、認可外保育施設であって当該施設を利用する乳幼児の全て又は多くが外国人であるものについては、保育士等の資格を有する者が保育に従事する者の 3 分の 1 未満であっても、外国の保育資格を有する者を配置するなど一定の要件を満たした場合、認可外保育施設指導監督基準第 1 の 1 (2) に規定する保育に従事する者の数及び資格の要件に適合したものとみなし、外国語による保育の需要に対応する。

- ① 愛知県岡崎市が認可外保育施設に対する指導監督を実施する以下の地域
・ 岡崎市全域【令和 6 年度より実施】

(21) 名称：国家戦略特別区域海外大学卒業外国人留学生の就職活動促進事業

内容：海外大学卒業外国人留学生の就職活動継続に係る在留資格に関する特例

(国家戦略特別区域法第 26 条に規定する政令等規制事業)

以下に掲げる地域に所在し、かつ、当該地域を管轄する地方公共団体から一定の要件を満たしていることの確認を受けた日本語教育機関を卒業した留学生であって、さらに当該地方公共団体から一定の要件を満たしていることの確認を受けた者については、卒業後の就職活動延長のための在留資格「特定活動」を特例的に認めることにより、留学生の日本企業への就職を促進する。

- ① 愛知県全域【直ちに実施】

以下 略

新旧対照表

愛知県 国家戦略特別区域 区域計画

改正案	現行
2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容 (1)～(19) 略 <u>(20) 名称：認可外保育施設における指導監督基準に関する特例事業</u> <u>内容：外国人乳幼児が多い認可外保育施設における指導監督基準の特例</u> <u>(国家戦略特別区域法第26条に規定する政令等規制事項)</u> <u>以下に掲げる地域において、認可外保育施設であって当該施設を利用する乳幼児の全て又は多くが外国人であるものについては、保育士等の資格を有する者が保育に従事する者の3分の1未満であっても、外国の保育資格を有する者を配置するなど一定の要件を満たした場合、認可外保育施設指導監督基準第1の1(2)に規定する保育に従事する者の数及び資格の要件に適合したものとみなし、外国語による保育の需要に対応する。</u> <u>① 愛知県岡崎市が認可外保育施設に対する指導監督を実施する以下の地域</u> <u>・岡崎市全域【令和6年度より実施】</u> <u>(21) 名称：国家戦略特別区域海外大学卒業外国人留学生の就職活動促進事業</u> <u>内容：海外大学卒業外国人留学生の就職活動継続に係る在留資格に関する特例</u>	2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容 (1)～(19) 略 [加える。] [加える。]

(国家戦略特別区域法第 26 条に規定する政令等規制事業)

以下に掲げる地域に所在し、かつ、当該地域を管轄する地方公共団体から一定の要件を満たしていることの確認を受けた日本語教育機関を卒業した留学生であって、さらに当該地方公共団体から一定の要件を満たしていることの確認を受けた者については、卒業後の就職活動延長のための在留資格「特定活動」を特例的に認めることにより、留学生の日本企業への就職を促進する。

① 愛知県全域【直ちに実施】

以下 略

以下 略